

# 線量管理義務化の動向と医療機関に求められる対応

企画協力：奥田保男 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構情報基盤部次長

医療被ばくの正当化，適正化に向けた取り組みが国を挙げて行われています。特に，線量管理・線量記録については，厚生労働省の検討会を経て，今後，法整備が行われ，2020年4月から義務化される見込みです。また，2018年度の診療報酬改定で新設された「画像診断管理加算3」でも，施設基準に線量管理・線量記録が明記されました。さらに，2015年6月公表の「最新の国内実態調査結果に基づく診断参考レベルの設定（DRLs 2015）」の改訂作業も進んでいます。そこで，本特集では，線量管理の義務化に向けた行政や学会，産業界の動向を取り上げます。また，医療機関における線量管理の取り組み事例や各社の線量管理システムも紹介します。

特集 医療被ばくの正当化と最適化に向けて Part III 線量管理義務化の動向と医療機関に求められる対応

## I 線量管理義務化に向けた国内動向と海外の現状

### 1. 線量管理義務化に向けた法整備

神田 玲子

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター / 医療被ばく研究情報ネットワーク事務局

医療分野における放射線の管理については，「医療法」〔昭和23（1948）年法律第205号〕，「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」〔昭和32（1957）年法律第167号〕，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」〔昭和35（1960）年法律第145号〕，「労働安全衛生法」〔昭和47（1972）年法律第57号〕の4つの法令が関係している。しかし，これまでのところ，患者の介護者や介助者の医療被ばくについては，被ばくの最適化の観点から線量拘束値に基づいた患者の退出基準が通知により規定されている例があるものの，患

者自身の医療被ばくの適正管理については法令上明確に規定されていない。

2017年4月に，厚生労働省は「医療放射線の適正管理に関する検討会」（座長：米倉義晴福井大学名誉教授。以下，医療放射線検討会）を設置し，2018年9月末までに7回の会合を開催した。このうち，医療被ばくの適正管理のあり方については5回の審議が行われ，議論の結果が取りまとめられた。この医療放射線検討会の議論を踏まえ，厚生労働省の社会保障審議会医療部会において医療被ばくの適正管理に向けた省令の改正方針が了承され，今後法令整備を経て，2020年4月か

ら一部の放射線診断に関しては線量管理・線量記録が義務化される予定である。

そこで本稿では，こうした省令改正に向けたプロセスや検討会での議論を説明するとともに，今後の線量管理や線量記録に関連する医療現場の課題や関連学会の役割についてまとめる。

#### 省令改正に向けた検討の経緯

放射線診療機器が急速に進歩し，新たな放射性医薬品を用いた核医学治療が国内導入されているといった背景か